

第三章 令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 審査の概要と審査会講評

1. 審査会の設置と開催等

(1) 審査会の設置

令和6年7月10日に(公財)中央果実協会理事長が、令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領第7に従って審査会委員の委嘱を行い、審査会を設置。

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会委員名簿

氏名	所属	備考
小松 宏光	高島農園 (農林水産技術会議委員、前長野県果樹試験場場長)	委員長
村上 ゆり子	前東京都農林総合研究センター所長	
伊東 明子	(国研)農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門 研究推進部長	
宮井 浩志	国立大学法人 山口大学経済学部経営学科 教授	
今井 良伸	公益財団法人 中央果実協会 常務理事	

(2) 審査会の開催

第1回審査会(オンライン会議)

開催日時: 令和6年11月8日 13:30~14:30

議 題: 審査会の了解事項について
応募者の概要と応募申請書類について

第2回審査会(オンライン会議)

開催日時: 令和6年12月4日 15:00~16:00

議 題: 審査会委員による書面審査の集計結果
表彰の審査結果について
表彰の種類ごとの出品財の選定について

2. 審査結果と講評

(1) 審査結果

【審査の実施】

- 審査の実施方法は、事務局による予備審査を経て、審査会による本審査の応募組織または者を決定し、各委員による書面審査を行った。さらに、各委員の審査結果を集計し、審査会が集計結果に基づいて、表彰者を決定した。
- 審査に当たっては、「令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」に基づき行った。

- 担い手の育成・確保の部については、A類型：組織によるトレーニングファームの運営、B類型：生産者園地を活用した研修、C類型：園地の集約・整備を契機とした取組み及びD類型：移住促進・災害復興の政策組合せの4類型ごとに基準及び考慮事項が示されており、本表彰が果樹産地の担い手育成の取組みを促進することを目的としている点に照らすと、応募組織について類型間で単純に優劣を比較することは、表彰の趣旨に合わないことから、それぞれの特徴を考慮して総合的に審査した。
- さらに、審査に当たって、①担い手育成の研修の取組みに関しては、開始から取組み期間の短い組織であっても、組織として積極的に取り組んでいる状況についても汲み取ることとした。また、②園地の集約・整備を契機とした後継者・担い手育成の取組みについては、整備園地における省力的栽培が親元就農を含む若手生産者の取組みの活性化に寄与している点を考慮した。
- 一方、活躍する担い手の部については、省力樹形、スマート農業技術の導入、省エネ・省資源等SDGs経営、6次産業化や販路の多様化などの取組状況とその取組みの積極的な発信による地域への波及や果樹農業の魅力発信の程度を総合的に審査した。
- また、本表彰が果樹農業への新規参入等を奨励することを目的としている点を考慮し、特に果樹経営の可能性に挑戦している点も汲み取って審査した。

【審査結果】

- ◆ 審査結果は、担い手の育成・確保の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を9点選定し、また、活躍する担い手の部について農林水産省農産局長賞を1点、中央果実協会理事長賞を5点選定した。それぞれの賞の組織名及び氏名は別紙のとおりである。
- ◆ 審査会として、各賞に選出された組織又は個人の取組みはいずれも優秀であり、全国の後継者・担い手育成の取組みを促進し、果樹農業の魅力の発信につながるものであること、その中で当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげているものが農林水産省農産局長賞に選出されたことを報告する。

(2) 審査講評

【担い手の育成・確保の部】

- ◇ 今回の応募については、4類型のうち、A類型：組織によるトレーニングファームの運営、又はB類型：生産者園地を活用した研修の取組みに加えて、C類型：園地の集約・整備を契機とした後継者・担い手育成の取組みを主たるものとしている組織から応募があった。
- ◇ ただし、それぞれの取組みの詳細をみると、研修の実施園地の集約・整備や移住促進・災害復興の要素が含まれていた。
- ◇ また、応募組織の状況をみると、JA、地域の協議会（果樹産地協議会を含む）、農事組合法人・会社等農業生産法人、農業公社、園地整備・利用に係る組合等と、その形態や規模に多様性が見られた。

- ◇ さらに、各組織の取組みの年数や実績をみると、長年の実績があり多数の新規就農者を育成しているところ、新たに取組みを始めて新たな仕組みの下で、今後の進捗が期待できるところ、プロジェクト方式で実施され地域のモデルとして波及が期待できるところなど、こういった視点を重視するかによって評価が分かれるものであった。
- ◇ 以上のとおり、異なる取組み類型、組織の状況や年数・実績等を踏まえつつ、各応募組織の取組みを比較審査するという難しいものであったことから、各委員における審査結果を点数化して、その合計点数の結果に基づいて、審査会において総合的な判断を行った。
- ◇ 農林水産省農産局長賞に選出された「えひめ中央農業協同組合」の取組みは、A類型に分類され、新規就農研修センターにおいて中晩柑類主体の長期研修を実施するとともに、JAが空き園地・倉庫等の情報収集・現地確認により研修修了時にマッチングし、優良空き園地の場合には中間保有も実施している点が総合的に評価されたものとする。
- ◇ 中央果実協会理事長賞に選出された取組みもいずれも特色あるものであり、
 - 「大分県佐伯市米水津色利浦地区」の取組みは、C類型に分類され、企業等を担い手として、市・県等が連携して耕作放棄地を再編整備しており、参入支援PTを設置し、複数の事業実施に係る情報共有とスケジュール等の調整、参入企業の窓口一元化により事業を実施し、8.9haのレモン園に企業が、0.6haのハウスみかん施設に3組の新規就農者が参入している。
 - 「有限会社 藤川果樹園」の取組みは、A類型に分類され、まるい未完熟を設立してかんきつ栽培の農作業と経営を研修するとともに、近隣園地を研修農場として整備して、改植・新植から管理・収穫・出荷等の実践研修を実施し、さらに独立就農者には経営安定の伴走支援を実施している。
 - 「芦北地方農業振興協議会」の取組みは、A類型に分類され、新たな担い手確保対策プロジェクトチームを設置し、産地見学バスツアーや新規就農者との意見交換、住宅の確保等により、就農への不安と認識ギャップを緩和しつつ、JAが離農生産者等から成園を引き継ぎリリース園地として一時管理し、新規就農研修に活用し、独立就農時に継承している。
 - 「ふくしま未来農業協同組合」の取組みは、B類型に分類され、のれん分け方式事業により営農相談から研修・就農までをステップアップ式で支援しつつ、一元的な相談体制により地域での円滑な就農を支援している。
 - 「鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会」の取組みは、A類型に分類（D類型の要素も含む）され、果樹技術部会の下、市町が熱帯果樹類・柑橘類に特化した研修を実施するとともに、島外からの移住者、Uターン就農者への長期研修や中高年・兼業層向けのたんかん塾など多様な担い手を確保している。
 - 「ひろさき農業総合支援協議会」の取組みは、B類型に分類され、農業里親研修事業により、新規就農希望者が複数の生産者の下で農業体験し研修先をマッチングした上で、里親農家が技術指導と空き園地や農業機械を情報提供するとともに、園

地情報（継承希望時期、品種・樹齢、水源・傾斜等）を登録・閲覧するシステムを開始し、研修制度と連携した運用も実施している。

- ▶ 「農事組合法人 くだもの畠」の取組みは、A類型に分類（B類型の要素も含む）され、法人直営の研修園と組合員園地での研修により多様な樹種の希望に対応し、直営園での研修は栽培管理から販売まで実践し果樹経営と課題を体験しつつ、研修園地の譲渡を含む園地紹介により独立就農を支援している。
- ▶ 「稲毛田梨団地利用組合」の取組みは、C類型に分類され、産地の維持、遊休農地解消のため、土地改良によりなし団地（6.8ha）を整備するとともに、なし生産者の団地利用組合において省力樹形を導入して新植したことにより、作業性の良い園地整備により親元就農の出現など若手生産者の栽培意欲が向上している。
- ▶ 「公益財団法人 東松山市農業公社」の取組みは、A類型に分類され、農業塾（梨コース）を開設し、新規参入希望者や後継者に1年間研修しており、公社が梨生産者から借り受けた研修ほ場で公社職員（元普及指導員）が講師を担当するとともに、経営中止生産者の梨園を卒塾生に斡旋している。

なお、これらの取組みについては、いろいろな場面において積極的に紹介し、全国の後継者・担い手育成の取組みの促進に活用すべきである。

【活躍する担い手の部】

- ◇ 今回の応募者は6者の個人又は法人であり、個人については農業外からの新規参入により独立就農して果樹農業経営を行っている者であり、法人については農外からの新規参入した株式会社、果樹生産者による農事組合法人等であった。
- ◇ また、農福連携の取組み、観光農園、6次産業化、輸出等の取組みを積極的に行っていた。
- ◇ 農林水産省農産局長賞に選出された「株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦氏」の取組みは、農外から新規就農し遊休農地を整備し観光果樹園を開園し、ブルーベリー、ぶどう等の収穫体験や農園直売を展開するとともに、環境にやさしい栽培法の導入、自社農園産果実の加工販売、中高生の職場体験の受入れ等を展開している点が総合的に評価されたものとする。
- ◇ 中央果実協会理事長賞に選出された5者の取組みもいずれも特徴のある取組みであり、それぞれ果樹農業の可能性に挑戦し、今後就農を目指す者、他産業からの参入を考える者等にとって、先行事例を提供し、共感、感動を感じさせる取組みを行っている。
- ▶ 「一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏」の取組みは、夫婦での移住を契機に果樹での就農を志し、各種研修を受け新規就農し農園を開園したものであり、研修中に遊休園地を借り、県農業公社の協力を得てりんごのわい化栽培の改植を実施し、その後、経営面積2.6haに拡大しつつ、市内大手スーパー等への売り込み、直売所の開設、オンライン販売など多様な販路を確保するとともに、自園地のりんごを原料とした加工品を商品化している。

- 「株式会社日本農業」の取組みは、2016年設立の法人において農業生産から販売・輸出までの垂直統合型バリューチェーン経営を行い、りんご、キウイフルーツ、ぶどう等の自社園地を開園し省力的栽培に取り組むとともに、アジア中心にりんご等の輸出を行い、自園地産の果実輸出にも取り組んでいる。
- 「株式会社ウィズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏」の取組みは、農福連携による果樹経営によりSDGsの目標を掲げて経営しているものであり、りんごの低樹高栽培等により障がい者や高齢者も栽培に従事するとともに、ノウフクJASを取得し、青果、加工品の多様な直接販路を開拓している。
- 「農事組合法人 世羅幸水農園」の取組みは、昭和38年設立の農事組合法人で2代目、3代目組合員が経営の中心となっており、早期成園化、軽労化・生産性向上のため、なしのほ場6haを再整備し、JVトレリス仕立て栽培の導入、かん水施設老朽化ほ場へのドローン防除体制の構築を進めつつ、防蛾灯光源を低消費電力のLEDに更新するとともに、直売施設で青果、加工品の販売、農協等と連携したなしの輸出を行っている。
- 「矢口 鉄也 氏」の取組みは、農外からの新規参入で就農5年目のぶどう専作経営の生産者であり、夫婦で1.5haの大粒ぶどう園を経営し、果実の販売先等に応じた品質となるよう栽培管理し適期適作業を徹底するとともに、ぶどう加工品の開発・販売や、系統出荷・直接販売等、販路多様化に取り組んでいる。

別紙

令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰 受賞者

1. 担い手の育成・確保の部

○ 農林水産省農産局長賞

ちゅうおうのうぎょうきょうどうくみあい
えひめ中央農業協同組合

○ 中央果実協会理事長賞

おおいたけんさいきしよのうずいろりうちく
大分県佐伯市米水津色利浦地区

ゆうげんがいしゃ ふじかわかじゅえん
有限会社 藤川果樹園

あしきたちほうのうぎょうしんこうきょうぎかい
芦北地方農業振興協議会

みらいのうぎょうきょうどうくみあい
ふくしま未来農業協同組合

かごしまけんえんげいしんこうきょうぎかいおおしましぶかじゅぎじゅつぶかい
鹿児島県園芸振興協議会大島支部果樹技術部会

のうぎょうそうごうしえんきょうぎかい
ひろさき農業総合支援協議会

のうじくみあいほうじん ぼたけ
農事組合法人 くだもの畠

いなげだなしだんちりようくみあい
稲毛田梨団地利用組合

こうえきざいだんほうじん ひがしまつやましのうぎょうこうしゃ
公益財団法人 東松山市農業公社

2. 活躍する担い手の部

○ 農林水産省農産局長賞

かぶしががいしゃ だいはょうとりしまりやく さいとう かつひこ
株式会社フルーツオンザヒル 代表取締役 齋藤 勝彦 氏

○ 中央果実協会理事長賞

いっきゅうのうえん しまだ ゆういちろう しまだ みきこ
一休農園 島田 雄一郎 氏・島田 幹子 氏

かぶしががいしゃにほんのうぎょう
株式会社日本農業

かぶしががいしゃ だいはょうとりしまりやく もりした ひろき
株式会社ウィズファーム 代表取締役 森下 博紀 氏

のうじくみあいほうじん せら こうすいのうえん
農事組合法人 世羅幸水農園

やぐち てつや
矢口 鉄也 氏

別添参考

「令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領」の「審査基準」及び「審査にあたって考慮すべき視点」においては、組織の取組みの特徴によって類型化しており、その考え方は以下のとおり。

この類型化の趣旨は、本表彰において、単に新規就農研修者数、独立就農者数、園地継承面積等の数値の大小のみで評価し審査するのではなく、地域の置かれている状況の中で果樹農業の担い手の育成・確保の取組みが地域の活性化や発展に寄与している点を十分に汲み取って審査を行い、表彰により果樹産地の担い手育成の取組みを促進する目的を果たせるようにするものである。

なお、各応募の取組みの類型化は、「令和6年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会実施要領」に基づく別紙様式1-1に従って、応募者自らが行っている。

- A類型：組織によるトレーニングファーム運営型（組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。）
- B類型：生産者園地での研修型（産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。）
- C類型：園地の集約・整備主導型（遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。）
- D類型：移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型（自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせ推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。）